

(仮称) 野牛ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう対象事業実施区域を絞り込み、風力発電設備の配置や仕様等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は極力低減を優先的に検討し、その検討過程を記載すること。

(2) 事業計画の見直し

事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

他事業による既存及び計画中の風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の事後調査結果等環境影響評価に関するデータの情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。

(4) 調査、予測及び評価の手法

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いること。

(5) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目及び手法を追加するなど適切に実施すること。

## (6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえ、関係機関等と十分に調整を行った上で、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

## (7) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 騒音及び風車の影

ア 対象事業実施区域周辺には、約 1.3km の範囲に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影等が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等を十分検討すること。

### (2) 水環境等

ア 対象事業実施区域の東側には「日本の重要湿地 500」に選定されている猿ヶ森砂丘と後背湿地があり、その湿地の近くにある沢筋が水質調査地点として設定されていないが、今後の現地調査により分水嶺の位置を確認の上、造成等の施工に伴う濁水が重要な湿地に流入するおそれがある場合には、水質調査地点に追加すること。

イ 対象事業実施区域の石釜沢上流には、崩壊土砂流出危険地区があり、またその下流には野牛地区の住宅及び急傾斜地崩壊危険区域があるため、土地の改変に慎重を要する地域であることから、石釜沢に流れ込む土砂（濁り）の状況を把握するために、「建設機械の稼働」に係る環境影響評価項目に水の濁りを追加すること。

評価の結果、重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討するとともに、必要に応じて工事中及び供用後における濁水のモニタリングを行うこと。

なお、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえること。

### (3) 地形及び地質

ア 対象事業実施区域には、崩壊土砂流出危険地区が存在することから、風力発電設備の規模や配置等を検討することにより、土砂の崩壊または流出の可能性の高い箇所の改変を回避すること。

イ 対象事業実施区域には、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備等の公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、保安林を避けること。

また、保安林が当該設備に隣接している場合や資材の運搬ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や地形の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮すること。

### (4) 動物等

ア 対象事業実施区域周辺においては、複数の事業者が風力発電設備を稼働しており、それらが並ぶことにより長大な障壁空間となるおそれがあり、鳥類（猛禽類、渡り鳥）やコウモリ類の行動変化や地形の改変による生息地の分断、喪失及び放棄など、生息環境等への影響が懸念される。

このため、鳥類（猛禽類、渡り鳥）やコウモリ類については、事業の実施による生息環境等の変化の程度を文献及び他事業者からのデータ収集により、適切に調査、予測及び評価すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には、重要野鳥生息地（IBA）及び生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、桑畑山鳥獣保護区及び猿ヶ森鳥獣保護区が存在しており、また、植生自然度9及び10に該当する植生も分布している。

風力発電設備の設置に伴う土地の改変及び施設の存在が、動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、設置に当たっては、これら保全地域から十分離隔するとともに、大規模な土地の改変を回避又は極力低減するよう適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシの一時生息地

及びオオワシ、オジロワシ、クマタカ、チュウヒの生息地となっており、鳥類のセンシティブティマップにおける注意喚起レベルA3に該当している。また、「日本の重要湿地500」に選定されている湿地が存在し、タカ類及びガンカモ・ハクチョウ類などの渡り鳥も飛来している。

これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行うこと。その際、対象事業実施区域周辺の湿地に飛来する野鳥の動きについては、年間を通して調査すること。

その結果、これらの鳥類の生息環境や渡りに重大な影響があると評価される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

エ 鳥類の調査項目に、春の渡り期と繁殖期の夜間及び早朝における自動録音調査を追加するとともに、調査地域を網羅するために録音装置は複数地点に設置すること。

オ 渡り鳥のレーダー調査について、中央部付近のみでは調査地域を網羅できないことから、北部と南部での調査実施を検討すること。

また、渡り鳥の定点観察調査については、P5地点とP11地点の間に調査地点を追加すること。

カ 動物の調査について、対象事業実施区域内の北西側と南側に調査地点が設定されておらず、特に南側には風力発電設備の設置が多く予定されていることから、動物に対する影響を適切に予測及び評価できないおそれがあるため、北西側と南側にも調査地点を追加すること。

キ 生態系に係る餌資源調査は、シャーマントラップで行うこととしているが、環境影響評価方法書に記載された専門家からのヒアリング結果を踏まえた手法となっていないことから、着目種の特徴を把握した上で適切な手法を用いて調査、予測及び評価を行うこと。

また、ノスリの餌量調査を行う場合は、ハタネズミ、モグラ類を対象とし、巣穴やモグラ塚の数で相対評価を行うとともに、その近くでセンサーカメラを用いた調査も行うこと。

## (5) 植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、特定植物群や重要な植物群落があることから、風力発電設備の設置に伴う改変のみならず、資材運搬道路の拡幅等も踏まえた植物踏査ルート範囲を設定することにより、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 事業実施に伴う土地の改変が、外来植物の生育範囲拡大や、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれについて、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

その上で、事業の実施により外来植物の分布が拡大しない施工方法等を検討すること。

## (6) 景観

ア 観光施設や眺望点等からの景観に影響を及ぼすおそれがあることから、十分な現地調査により、眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野角等を考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

その上で、景観への影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備の配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

## (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、尻屋崎、猿ヶ森ヒバ埋没林等の人と自然との触れ合いの活動の場があり、風力発電設備の設置により、これら活動の場の観光地としての魅力が損なわれるなど、利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、景観に十分配慮するとともに、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

## (8) その他

ア 文化財

対象事業実施区域には、水上遺跡等の埋蔵文化財包蔵地が存在している。風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等に伴う改変が、これらに

重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ 廃棄物・残土

風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。